

# 山梨県公報

第千二百十四号

平成十四年

八月十九日

月 曜 日

## 目 次

告示	四四七
特定高山植物販売業廃業届の提出	四四七
土地改良事業計画の変更の同意	四四七
道路の区域変更	四四七
道路の供用開始	四四七
公告	四四八
特定非営利活動法人の設立の認証申請	四四八
国土調査の成果の認証	四四八
建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し(九件)	四四八
正 誤	四五〇
平成十四年五月三十日付け号外第三十一号中	四五〇

## 告 示

### 山梨県告示第三百四十四号

山梨県高山植物の保護に関する条例(昭和六十年山梨県条例第十五号)第十一条第二項の規定による特定高山植物販売業廃業届の提出があったので、同条第三項の規定により次のとおり告示する。

平成十四年八月十九日

山梨県知事 天 野 建

氏名又は名称	住 所	廃 止 年 月 日
園芸センター大陸 代表取締役 根津政弘	塩山市赤尾六二五番地	平成十四年七月十一日

### 山梨県告示第三百四十五号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の三第五項において読み替

えて準用する同法第四十八条第九項において準用する同法第十条第一項の規定により、  
韮崎市長から協議のあった土地改良事業(韮崎地区農林漁業用揮発油税財源身替農道整備事業)計画の変更について同意した。  
平成十四年八月十九日

山梨県知事 天 野 建

### 山梨県告示第三百四十六号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県土木部道路維持課及び富士北麓・東部地域振興局都留建設部において、この告示の日から平成十四年九月九日まで一般の縦覧に供する。  
平成十四年八月十九日

山梨県知事 天 野 建

- 一 道路の種類 一般国道
- 二 路 線 名 一三九号
- 三 道路の区域

区 間	旧新の別		敷地の幅員 (メートル)	延 (メートル)長
	旧	新		
富士吉田市上吉田鳥居下三八六番の四地先から 富士吉田市下吉田新屋敷一五五番の三地先まで	一〇・五 一〇・五	一〇・五 二八・八	一七二・五	一七二・五

### 山梨県告示第三百四十七号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県土木部道路維持課及び富士北麓・東部地域振興局都留建設部において、この告示の日から平成十四年九月九日まで一般の縦覧に供する。  
平成十四年八月十九日

山梨県知事 天 野 建

道路の種類	路 線 名	区 間	延 (メートル)長	供用開始の 期 日
一般国	一三九号	富士吉田市上吉田鳥居下三八六	一七二・五	平成十四年

# 公 告

道	六番の四地先から 富士吉田市下吉田新屋敷一五五 番の三地先まで	八月二十二 日
---	---------------------------------------	------------

● 特定非営利活動法人の設立の認証申請  
 特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証申請があつた。その関係書類は、県民情報センターに備え置いて縦覧に供する。  
 平成十四年八月十九日

山梨県知事 天 野 建

- 一 申請のあつた年月日 平成十四年八月一日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びにその定款に記載された目的
  - 1 名称 特定非営利活動法人 みぶジュニアコーラス
  - 2 代表者の氏名 山本晴美
  - 3 主たる事務所の所在地 南巨摩郡身延町角打九十五番地
  - 4 定款に記載された目的
 

この法人は、地域文化活性化のために意を同じくする人たちとともに、音楽活動に関する事業を行い、子どもたちが自身が自主的、創造的な文化活動を行うことができる場を作り、豊かな感性、感動、生きる力を感じとることを目指し、子どもの健全育成と地域文化芸術の振興に寄与することを目的とする。

● 国土調査の成果の認証  
 国土調査法（昭和二十六年法律第八十号）第十九条第二項の規定により、次のとおり国土調査の成果を認証した。  
 平成十四年八月十九日

山梨県知事 天 野 建

- 一 調査を行った者の名称  
 富士吉田市、富沢町及び秋山村
- 二 調査を行った時期  
 富士吉田市 平成十年八月二十六日から平成十一年三月二十六日まで  
 富沢町 平成十一年七月二十四日から平成十二年三月十日まで

秋山村 平成八年一月十日から平成八年三月二十日まで  
 平成十二年一月十二日から平成十二年三月二十日まで

- 三 成果の名称  
 地籍図及び地籍簿
- 四 調査を行った地域  
 富士吉田市大字下吉田、新倉の一部地区  
 富沢町大字富士の一部地区  
 秋山村原、尾崎の一部地区
- 五 認証年月日  
 平成十四年八月六日

山梨県知事 天 野 建

- 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し  
 許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があつたので、建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。  
 平成十四年八月十九日
- 一 処分をした年月日 平成十四年七月二十二日
  - 二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名
    - 1 商号 常葉工業株式会社
    - 2 主たる営業所の所在地 西八代郡下部町常葉六百二十七番地一
    - 3 代表者の氏名 小林文敏
    - 三 許可番号 山梨県知事許可（般 一四）第七二四号
    - 四 処分の内容 建築工事業、大工工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業及び内装仕上工事業に係る一般建設業の許可の取消し
    - 五 処分の原因となつた事実 平成十四年七月十五日付けで四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があつた。

● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し  
 許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があつたので、建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。  
 平成十四年八月十九日

山梨県知事 天 野 建

- 一 処分をした年月日 平成十四年七月十五日
- 二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名

- 1 商号 株式会社西電機商会
- 2 主たる営業所の所在地 甲府市朝日一丁目六番七号
- 3 代表者の氏名 西弘
- 三 許可番号 山梨県知事許可(般 九)第一〇二五号
- 四 処分の内容 消防施設工事業に係る一般建設業の許可の取消し
- 五 処分の原因となった事実 平成十四年七月十日付けで四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があった。

● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し  
 許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。  
 平成十四年八月十九日

- 一 処分をした年月日 平成十四年七月一日
- 二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名
- 1 商号 大榮建設株式会社
- 2 主たる営業所の所在地 西八代郡市川大門町七百九番地
- 3 代表者の氏名 小尾寛
- 三 許可番号 山梨県知事許可(般 九)第一一五二号
- 四 処分の内容 管工事業及び造園工事業に係る一般建設業の許可の取消し
- 五 処分の原因となった事実 平成十四年六月二十四日付けで四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があった。

● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し  
 許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。  
 平成十四年八月十九日

- 一 処分をした年月日 平成十四年七月二十九日
- 二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名
- 1 名称 和田電気商会
- 2 主たる営業所の所在地 中巨摩郡甲西町荊沢三百三十番地内一
- 3 代表者の氏名 和田三伯
- 三 許可番号 山梨県知事許可(般 一一)第三五二六号

- 四 処分の内容 電気工事業及び管工事業に係る一般建設業の許可の取消し
- 五 処分の原因となった事実 平成十四年七月三日付けで四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があった。

● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し  
 許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。  
 平成十四年八月十九日

- 一 処分をした年月日 平成十四年七月八日
- 二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名
- 1 商号 有限会社天野電工
- 2 主たる営業所の所在地 富士吉田市上吉田四丁目三番二十一号
- 3 代表者の氏名 天野幸三
- 三 許可番号 山梨県知事許可(般 九)第五六三四号
- 四 処分の内容 電気工事業及び消防施設工事業に係る一般建設業の許可の取消し
- 五 処分の原因となった事実 平成十四年七月二日付けで四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があった。

● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し  
 許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。  
 平成十四年八月十九日

- 一 処分をした年月日 平成十四年七月二十九日
- 二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名
- 1 商号 株式会社佐野工務店
- 2 主たる営業所の所在地 甲府市青葉町八番二十八号
- 3 代表者の氏名 望月雄二
- 三 許可番号 山梨県知事許可(特 一一)第六二九九号
- 四 処分の内容 土木工事業、とび・土工工事業、石工事業、ほ装工事業、しゅんせつ工事業及び水道施設工事業に係る特定建設業の許可の取消し
- 五 処分の原因となった事実 平成十四年七月二十三日付けで四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があった。

● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し

許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。

平成十四年八月十九日

山梨県知事 天 野 建

- 一 処分をした年月日 平成十四年七月一日
- 二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名
  - 1 商号 山梨中央ホーム株式会社
  - 2 主たる営業所の所在地 中巨摩郡敷島町中下条五百二十六番地一
  - 3 代表清算人の氏名 土濱正行
- 三 許可番号 山梨県知事許可（般 一三）第七〇八一号
- 四 処分の内容 建築工業業に係る一般建設業の許可の取消し
- 五 処分の原因となった事実 平成十四年六月二十六日付けで四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があった。

● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し

許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。

平成十四年八月十九日

山梨県知事 天 野 建

- 一 処分をした年月日 平成十四年七月一日
- 二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名
  - 1 商号 丸中株式会社
  - 2 主たる営業所の所在地 甲府市上阿原町三百五十四番地一
  - 3 代表者の氏名 中村吉邦
- 三 許可番号 山梨県知事許可（般 一二）第八一四五号
- 四 処分の内容 石工事業、鋼構造物工事業、ほ装工事業、しゅんせつ工事業及び水道施設工事業に係る一般建設業の許可の取消し
- 五 処分の原因となった事実 平成十四年六月二十五日付けで四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があった。

● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し

許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法（昭和二十四年法律

第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。  
平成十四年八月十九日

山梨県知事 天 野 建

- 一 処分をした年月日 平成十四年七月十五日
- 二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名
  - 1 商号 バイテック有会社
  - 2 主たる営業所の所在地 富士吉田市上吉田四千二百八十四番地三
  - 3 代表者の氏名 前田治
- 三 許可番号 山梨県知事許可（般 一二）第八一六六号
- 四 処分の内容 土木工事業、とび・土工工事業、石工事業、鋼構造物工事業、ほ装工事業、しゅんせつ工事業、塗装工事業及び水道施設工事業に係る一般建設業の許可の取消し
- 五 処分の原因となった事実 平成十四年七月九日付けで四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があった。

正 誤

ページ	段	行	誤	正
-----	---	---	---	---

平成十四年五月三十日山梨県公安委員会規則第四号（山梨県道路交通法施行細則の一部を改正する規則）

一四	別表（第十八条の三関係）中	別表第4の6	別表第4の8
----	---------------	--------	--------